

工事仕様書

- 1 工事名 大館公共職業安定所 1階事務室空調設備更新工事
- 2 工事場所 大館公共職業安定所 (大館市清水1丁目5-20)
1階事務室
- 3 工期 契約の日から 令和 7年 7月 31日まで
- 4 工事仕様等

(1) 工事箇所 (工事内容)

項目	規格	数量	単位
【空調機器設備】			
空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン (参考製品：三菱電機PLZD-ZRMP280HF4同等品)			
インバータ室外機	冷房能力：25.0kW 暖房能力：28.0kW (最大34.0kW) 暖房能力 (低温)：23.0kW COP (平均) 4.07 APF2015 5.8 (参考製品：三菱電機PUZ-ZRMP280KA4)	1	台
4方向天井カセット形室内機	送風機出力：0.050kW センサーパネル (参考製品：三菱電機PL-ZRP71HA3+PLP-P160HWF)	4	組
リモコン	(参考製品：三菱電機PAR-46MA)	1	個
分配管	(参考製品：三菱電機SDF-1111R8)	1	個
異径ジョイント	R410A専用 (参考製品：三菱電機PAC-SG74RJ)	1	個
SUS製防雪フード (耐塩害)	(参考製品：ヤブシタMOPAC-S33-ST-S-02)	1	組
空調機器入替工事費	室外機 (暖房28.0kW * 1)、室内機 (暖房70.0kW * 4)	1	式
冷媒管加工接続	呼9.52 * 15.88	4	ヶ所
架台調整		1	式
仮設工	ステージ足場掛け払い	1	ヶ所
揚重作業		1	式
重機・車両費		1	式
冷媒回収・処分		1	式
養生費		1	式

※別紙1の図面も参照すること。

※実際の製品の設置・運転に支障のないよう部材調達等を行い、工事を実施すること。

(2) 提出書類

- ・ 工事写真 (施工前及び施工後)

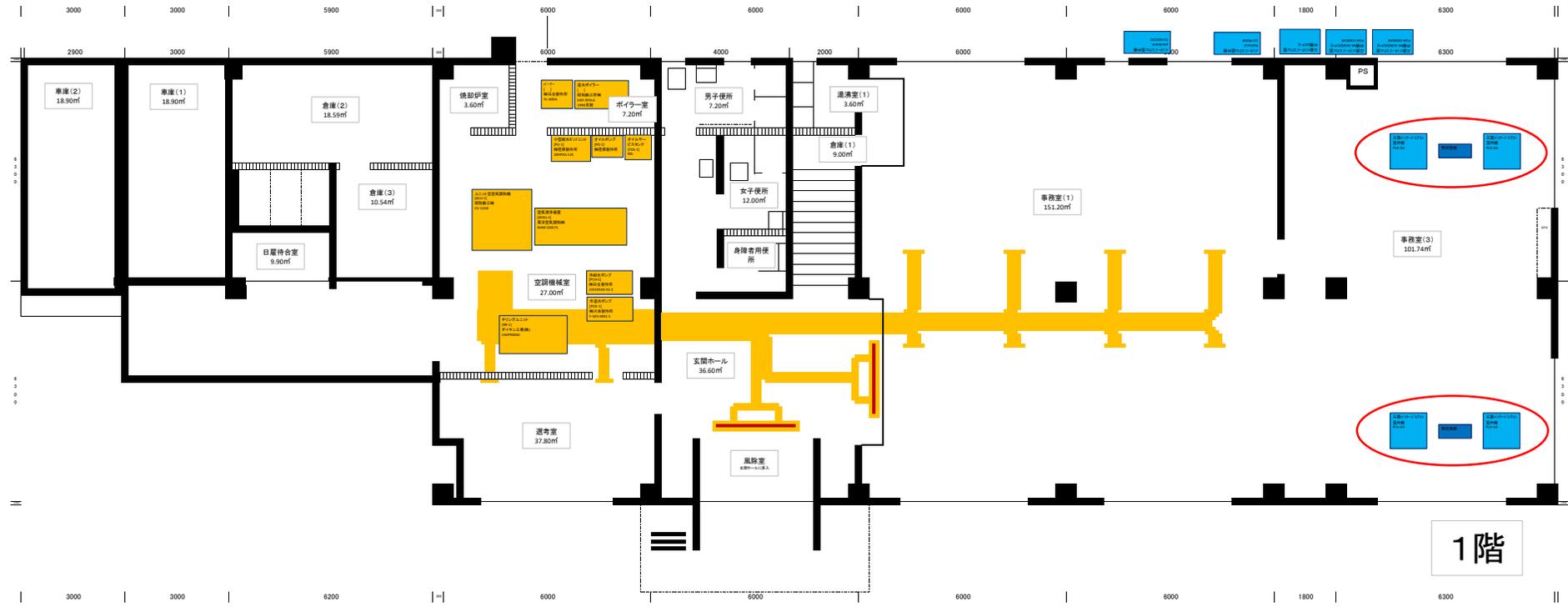
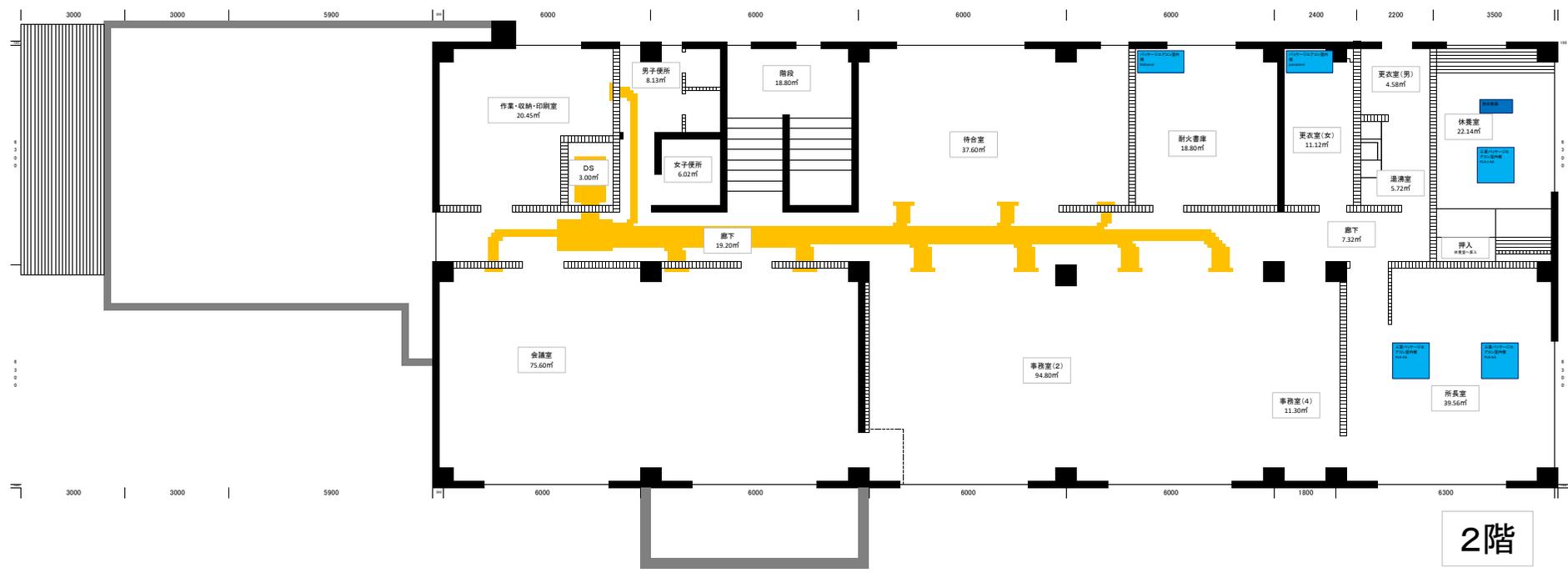
(3) 設置環境及び設置後に他の設備等に支障を与えないよう十分に調査を行うこと。

(4) 室内の作業については、土・日曜日等の閉庁日に実施すること。

- (5) 受注者の責めに帰すべき理由により、建物や設備等を損傷させた場合は、速やかに下記5の現場責任者へ連絡し、受注者の負担により原状復帰すること。
- (6) 撤去材等については、各法令等を遵守し適切に処分すること。
- (7) 労働安全衛生法その他関係法令等に定めるところに従い、作業に伴う災害、事故の防止に努めること。

5 その他

- (1) 適正に工事を行えるか必ず現地を調査したうえで、入札書を提出すること。
- (2) 入札金額には、準備・調査費、運搬費、各種設置費、撤去材処分費等の本工事に係る全ての経費を含むこと。
- (3) 現場確認及び作業日時は下記現場担当者と調整のうえ決定すること。
大館公共職業安定所 管理課 岡本 電話 0186-42-2531
(現場確認時は事前に連絡してください。)
- (4) 仕様に関する問い合わせ先は、以下のとおり。
秋田労働局総務部総務課会計第三係 長尾 電話 018-862-6681
- (5) 再委託については、別紙2のとおり。



再委託についての要件

1. 再委託について

- (1) 落札者は、委託業務の全部を一括して第三者(受注者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に再委託することはできない。
- (2) 落札者は、再委託する場合には、契約書に定める様式により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業者に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、落札者がこの契約を遵守するために必要な事項について、契約書の内容を準用して、再委託者と約定しなければならない。

2. 再委託先の変更

- (1) 落札者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が上記1の(2)のただし書に該当する場合を除き、契約書に定める様式の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 落札者は、再委託者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令に違反したことにより送検された場合において、発注者が再委託先の変更を求めた場合にはこれに応じなければならない。

3. 履行体制

- (1) 落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに契約書に定める様式により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - ① 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。
 - ② 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - ③ 契約金額の変更のみの場合。
- (3) 上記3の(2)の場合において、発注者は契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。